

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

串間市長 島田俊光

市町村名 (市町村コード)	串間市 (45207)
地域名 (地域内農業集落名)	みのさき地区 (初田、田淵、谷ノ口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和4年11月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

みのさき地区は串間市中心部から北東へ約4kmに位置し、水田においては早期水稻、施設野菜、露地野菜、飼料作物、畑では飼料作物や露地野菜の作付が行われている。また、担い手については認定農業者や集落営農法人が確保できているが、10年後には担い手が減少することが懸念される。

【地域の基礎的データ】

農業者:27人(うち50歳代以下7人)、組織経営体:2経営体(みのさきファーム構成員20名、北方粗飼料生産組合構成員3名)

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農の基礎的な組織である「みのさき地区農用地利用改善団体」を中心に、農地の相談対応や担い手への農地集積など、地域の話合いを進めながら対応していく必要がある。平成29年3月に担い手で設立した(農)みのさきファームは、地区内の農地の受け皿としての役割を担っていることから、農地の受け手がいない場合、その受け皿として機能を発揮する必要がある。

また、みのさき地区では収益性の高い施設野菜(きゅうり・ピーマン)、露地野菜(ごぼう、食用甘藷)の作付が行われているが、今後、更に収益性の高い作物を導入する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	107.75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	107.75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内全域を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や集落営農法人等の担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地については、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
みのさき地区については、30a区画のほ場整備事業を実施している。平成26年度から農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化に取り組んできたが、今後は、更なる作業の効率化を図るため、畦畔除去による農地の大区画化を進める。また、排水対策もあわせて実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関・団体と連携を図りつつ、地区内の多様な経営体が農業経営を展開できるよう、みのさき地区農用地利用改善団体及び(農)みのさきファームがサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内で農作業の効率化を図るため、稲刈作業はみのさき地区農用地利用改善団体を通じて古川農事組合へ再委託するとともに、飼料に関する作業は(農)みのさきファームへ委託をすることで、農業機械を更新しないシステムを構築し、過剰投資の抑制を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策については、電気柵の設置で被害防止を図るとともに、串間市猟友会との連携による駆除を進める。
- ③地区内でスマート農業に関する研修を行いながら、必要に応じて実践していく。
- ⑦耕作できない農地については、地区内の多様な人材を活用しながら保全・管理に努める。
- ⑨農地の有効活用を図るため、農地の大区画化及び排水対策を検討していく。